

八王子市調査広聴等検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市政世論調査、市政モニター等に係る調査項目等を全庁的視点から検討を行うため、八王子市調査広聴等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 市政世論調査、市政モニター等に係る調査項目に関する事。
- (2) 市政世論調査、市政モニター等に係る調査方法に関する事。
- (3) 市政世論調査、市政モニター等の実施に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は市長公室長、副委員長は総合経営部長とする。
- 3 委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

経営改革担当部長

市民活動推進部長

総務部長

財政部長

福祉部長

産業振興部長

環境部長

都市計画部長

まちなみ整備部長

生涯学習スポーツ部長

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は委員会を総理し、委員会の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、広聴課が処理する。

附則

この規定は、平成11年12月28日から施行する。

平成12年	4月	1日改正	平成13年	3月	1日改正
平成15年	8月	19日改正	平成24年	4月	1日改正
平成25年	8月	26日改正	平成30年	1月	17日改正
令和3年	4月	1日改正	令和5年	4月	1日改正
令和6年(2024年)	7月	16日改正			